

令和 6 ・ 7 年度青森県建設工事

競争入札参加資格審査申請の手引

【随時の資格審査用】

(受付期間：令和 7 年 6 月 1 日～令和 8 年 6 月 3 0 日)

青森県

令和 7 年 5 月

目 次

第 1 建設工事競争入札参加資格審査申請の概要（県内県外建設業者共通）

1	概要	3
2	令和 6・7 年度資格審査における主な改正点	3
3	用語の定義	3
4	手続の流れ	4
5	申請できる要件	4
6	申請できる業種	5
7	申請の受付期間	6
8	入札参加資格の有効期間	6
9	資格の認定及び等級の決定の概要	6
(1)	総合点による基準	6
(2)	技術職員数による基準	6
(3)	完成工事高による基準	7
10	資格審査の結果の通知・公表	8
11	入札参加資格の取消	8
12	申請書提出後の変更等	8
(1)	変更届	8
(2)	資格辞退届	8
(3)	建設業許可の失効	9
13	個人情報の取扱い	9

第 2 申請書類の作成要領と審査要領（県内建設業者編）

1	様式の入手方法	10
2	提出書類一覧（県内建設業者用）	10
3	申請書等記載要領	12
(1)	「提出書類一覧」の記載要領	12
(2)	「青森県建設工事競争入札参加資格審査申請の基本情報」の記載要領	12
(3)	「競争入札参加資格審査申請書（建設工事）」（別記様式）の記載要領	13
4	資格審査の審査要領・提出書類	13
(1)	経営事項審査関係	13
(2)	青森県税関係	13
(3)	労働保険関係	14
(4)	社会保険関係	15
(5)	消費税及び地方消費税関係	16
(6)	有資格技術職員数関係	16
5	発注者別評価点の審査要領と提出書類	17
(1)	発注者別評価点項目一覧	17
(2)	主観的査定要素申告書（第 1 号様式）	18
(3)	工事成績点（県内建設業者用）関係	18
(4)	建設業労働災害防止協会への加入関係	19

(5) 労働安全衛生マネジメントシステム関係 (COHSMS、Compact COHSMS、ISO45001)	19
(6) あおもり働き方改革推進企業認証制度関係	20
(7) 環境マネジメント関係 (KES・環境マネジメントシステム・スタンダード)	20
(8) 協力雇用主登録関係	20
(9) 災害対応協力業者関係	21
(10) 建設業に係る常勤職員数関係	21
(11) 新分野事業への進出関係	21
(12) 新規学卒者継続雇用関係	22
(13) 障害者雇用関係	23
(14) 工事に係る第三者賠償責任補償保険への加入関係	24
(15) 除雪業務の受託関係	24
(16) 指名停止関係	24

第3 申請書類の作成要領と審査要領 (県外建設業者編)

1 様式の入手方法	26
2 提出書類一覧 (県外建設業者用)	26
3 申請書等記載要領	27
(1) 「提出書類一覧」の記載要領	27
(2) 「青森県建設工事競争入札参加資格審査申請の基本情報」の記載要領	27
(3) 「競争入札参加資格審査申請書 (建設工事)」 (別記様式) の記載要領	29
4 資格審査の審査要領・提出書類	29
(1) 経営事項審査関係	29
(2) 青森県税関係	29
(3) 労働保険関係	30
(4) 社会保険関係	30
(5) 消費税及び地方消費税関係	31
(6) 有資格技術職員数関係	31
(7) 営業所一覧表 (県外建設業者用) (第7号様式) 関係	32
5 発注者別評価点の審査要領と提出書類	33
(1) 発注者別評価点項目一覧	33
(2) 工事成績点 (県外建設業者用) 関係	33
(3) 指名停止関係	33

第4 提出方法その他 (県内・県外建設業者共通)

1 提出方法	35
(1) 提出部数	35
(2) 提出体裁	35
(3) 提出方法	35
(4) 返信用封筒の同封	35
(5) 受付確認はがきの同封	36
2 よくある質問	37

第1 建設工事競争入札参加資格審査申請の概要（県内県外建設業者共通）

1 概要

建設工事競争入札参加資格審査には、【定期の資格審査】・【随時の資格審査】・【再度の資格審査】がありますが、この手引では、【随時の資格審査】の申請・受付について解説します。

令和7年7月1日から令和8年6月30日までの間に青森県が行う建設工事の競争入札に参加しようとする者で、随時の資格審査を受けようとする者は、青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成2年3月青森県規則第18号）及びこの手引に定めるところにより、申請の受付期間内に競争入札参加資格審査の申請を行ってください。

※今回の手引は、令和7年6月1日から令和8年6月30日までの受付期間の係る内容です。

2 令和6・7年度資格審査における主な改正点

主な改正点は次のとおりです。

（1）発注者別評価点（※県内建設業者のみ適用）

①青森県健康経営認定制度関係（削除）

青森県健康経営事業所の認定を受けている場合の加点を『5点』から『なし』へ変更します。

②環境マネジメントシステム関係

『エコアクション21の認証・登録又はKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録がある場合』に加点しているものを、『経営事項審査においてISO14001の登録及びエコアクション21の認証・登録の両方で加点されておらず、かつ、KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録がある場合』にのみ加点することとし、加点を『5点』から『4点』へ変更します。

③新規学卒者継続雇用関係

高等学校卒業者について青森県内だけでなく県外の高等学校卒業者についても認めることとします。

3 用語の定義

①建設業者 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者です。

②県内建設業者 青森県内に本店を有する建設業者です。

③県外建設業者 県内建設業者以外の建設業者です。

④営業所 建設業法第3条の営業所で本店又は支店など常時建設工事の請負契約を締結する事務所（請負契約の見積、入札、契約締結等の実質的な行為を行う事務所）です。

⑤経営事項審査 建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項についての審査です。

⑥経営事項審査の総合評定値 経営事項審査を受けた後に、許可行政庁から通知される総合評定値（P点）です。

⑦基準日 「申請日の属する月の初日」です。

⑧定期の資格審査 青森県が行う建設工事の競争入札に参加しようとする者が、2年に1回申請を行うものです。なお、受付は終了しました。

⑨随時の資格審査 定期の資格審査を受けていない場合又は業種の追加をする場合に、申請を行うものです。

⑩再度の資格審査 定期の資格審査を行う年の翌年に等級の昇格や総合点の上昇があると見込まれる場合に、申請を行うものです。なお、今年度の受付は終了しました。

4 手続の流れ

(申請者が行う事務手続)

- ①令和7年5月～「申請の手引」、「申請書類の様式」を青森建設業ポータルサイトからダウンロード

↓

- ②申請できる要件を満たしていることの確認

↓

- ③申請書類、添付書類の作成

↓

- ④令和7年6月1日～令和8年6月30日→申請書類及び添付書類の提出

(青森県が行う事務手続)

- ⑤青森県における資格審査

↓

- ⑥申請日から概ね40日以内
資格認定及び等級決定通知書の発送

5 申請できる要件

次の全てに該当している方が資格審査を申請することができます。

- ①地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しないこと。
- ②地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後3年以内で知事が定める期間を経過しない者に該当しないこと。
- ③申請に際し、重要な事項について記載するとともに重要な事実を申告し、かつ、その内容が虚偽でないこと。
- ④申請しようとする業種について、建設業法第3条第1項の規定による建設業許可を受けていること。
- ⑤申請しようとする業種について、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受け、かつ、有効な(当該経営事項審査の基準となった年月日から1年7か月以上経過していない)総合評定値の通知を受けていること。
- ⑥青森県内に事務所又は事業所を有する者は、申請を行うときに青森県の県税に滞納がないこと。
- ⑦労働保険及び社会保険に加入し、かつ、その保険料の未納がないこと。
- ⑧消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ⑨申請しようとする全ての業種において技術職員が2人以上いること。土木一式工事又は建築一式工事を申請する場合においては、次に掲げる国家資格を有する技術職員が工事の種類ごとに2人以上いること。その他の業種においては、国家資格を有する技術職員又は実務経験による技術職員が2人以上いること。

○土木・建築における国家資格の一覧 ※工事の種類ごとに2人以上いること。

工事の種類	国家資格	
土木一式工事	一級技術職員	一級建設機械施工管理技士、一級土木施工管理技士、技術士(技術部門を建設部門、農業部門(選択科目「農業土木」又は「農業農村工学」に限る。)、森林部門(選択科目「森林土木」に限る。)、水産部門(選択科目「水産土木」に限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」に限る。)とする者)
	二級技術職員	二級建設機械施工管理技士、二級土木施工管理技士(種別「土木」)

		に限る。)
建築一式工事	一級技術職員	一級建築施工管理技士、一級建築士
	二級技術職員	二級建築施工管理技士（種別「建築」に限る。）、二級建築士

○地方自治法施行令

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- ①当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- ②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- ①契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- ②競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- ③落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- ④地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- ⑤正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- ⑥契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- ⑦この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

6 申請できる業種

申請できる業種は、建設業法別表第一に掲げる建設工事の種類と同じ29種類です。

コード	略号	建設工事の種類	コード	略号	建設工事の種類
01	土	土木一式工事	15	板	板金工事
02	建	建築一式工事	16	ガ	ガラス工事
03	大	大工工事	17	塗	塗装工事
04	左	左官工事	18	防	防水工事
05	と	とび・土工・コンクリート工事	19	内	内装仕上工事
06	石	石工事	20	機	機械器具設置工事
07	屋	屋根工事	21	絶	絶縁工事
08	電	電気工事	22	通	電気通信工事
09	管	管工事	23	園	造園工事
10	タ	タイル・れんが・ブロック工事	24	井	さく井工事
11	鋼	鋼構造物工事	25	具	建具工事
12	筋	鉄筋工事	26	水	水道施設工事
13	舗	舗装工事	27	消	消防施設工事

14	しゅ	しゅんせつ工事	28	清	清掃施設工事
			29	解	解体工事

7 申請の受付期間

令和6・7年度随時の資格審査の申請の受付期間は、次のとおりです。

令和7年6月1日（日）～令和8年6月30日（火）（必着）

なお、毎月20日までに受付した書類について、翌月1日付けで資格の認定及び等級の決定を行います。ただし、書類の不備があり、その補正が完了しないときは、この限りではありません。

8 入札参加資格の有効期間

随時の資格審査によって認定された入札参加資格の有効期間は、次のとおりです。

資格の認定結果等の通知日の翌月1日から令和8年6月30日まで

9 資格の認定及び等級の決定の概要

4ページ記載の「申請できる要件」を全て満たしているか審査します。

審査の結果、要件を全て満たしている場合は、次の（１）～（３）の基準により、資格の認定及び等級の決定を行います。

等級の格付けは、『7業種（土木一式工事・建築一式工事・電気工事・管工事・鋼構造物工事・舗装工事・造園工事）』のみ行います。等級の格付けを行わない22業種は、『資格の認定（有資格建設業者名簿登載）』のみ行います。

格付けを行う業種の等級区分は、土木一式工事及び建築一式工事の等級にあつては『特A級・A級・B級』、その他の5業種の等級にあつては『A級・B級・C級』です。

格付業種（土木一式工事・建築一式工事・電気工事・管工事・鋼構造物工事・舗装工事・造園工事）ごとの等級の基準点は、青森県建設業ポータルサイトで公表（令和6・7年度青森県建設工事競争入札参加資格審査における等級決定の基準及び工事成績点の計算方法について）しています。

（１）総合点による基準

総合点 ＝ ① 経営事項審査の総合評定値 ＋ ② 発注者別評価点

①経営事項審査の総合評定値 有効な（審査基準日から1年7か月を経過していない）直近の経営事項審査の総合評定値（P点）。有効な通知書が2以上ある場合は、そのうちの最新のものの総合評定値を使用します。

②発注者別評価点 発注者別評価点項目一覧（県内建設業者17、18ページ、県外建設業者33ページ）に掲げる項目のうち該当するものの合計点

（２）技術職員数による基準

土木一式工事及び建築一式工事については、（１）の総合点による基準と併せて、次の表の一級技術職員数及び一級技術職員数と二級技術職員数の合計数により決定します。

工事の種類	等級	一級技術職員数	一級技術職員数と 二級技術職員数の合計
土木一式工事	特A級	5人以上	10人以上
	A級	—	3人以上
	B級	—	2人以上
建築一式工事	特A級	4人以上	8人以上
	A級	—	3人以上
	B級	—	2人以上

(3) 完成工事高による基準

(1) 及び (2) の基準にかかわらず、

- ① 土木一式工事又は建築一式工事にあつては、経営事項審査の総合評定値通知書に記載された年間平均完成工事高が、1000万円未満の場合はB級とします。
- ② その他の業種（電気工事・管工事・鋼構造物工事・舗装工事・造園工事）にあつては、経営事項審査の総合評定値通知書に記載された年間平均完成工事高が、300万円未満の場合はC級とします。

※7ページ参照

※①、②ともに2年平均、3年平均、消費税抜き、消費税込みにかかわらず経営事項審査の総合評定値通知書に記載された年間平均完成工事高の数値を使用します。

(参考) 完成工事高による基準の等級決定の例

経営規模等評価結果通知書

総合評定値通知書

〒xxx-xxxx
青森県青森市長島一丁目一番一号

青森県知事 許可 xx-xxxxxx号
審査基準日 ○○xx年xx月xx日

青森建設(株)

電話番号 017-xxx-xxxx

〇〇 〇〇 殿

資本金額 xxxxx

完成工事高/売上高(%) xx.x

行政庁記入欄

[金額単位:千円]

許可区分	建設工事の種類	総合評定値(P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数					
			年平均	評点(X1)	元請完成工事高		技術職員数			評点(Z)
					2年平均	一級	(講習受講)	...		
	土木一式		12,000	12,000>10,000 等級は総合点及び技術職員数により決定						
	プレストレストコンクリート構造物		9,500	9,500<10,000 等級はB級						
	建築一式									
	大工									
	左官									
	とび・土工・コンクリート									
	法面処理									
	石									
	屋根									
	電気		2,500	2,500<3,000 等級はC級						
	管									
	タイル・れんが・ブロック									
	鋼構造物		5,000	5,000>3,000 等級は総合点により決定						
	鋼橋上部									
	鉄筋									
	舗装									
	しゅんせつ									
	板金									
	ガラス									
	塗装									
	防水									
	内装仕上									
	機械器具設置									
	熱絶縁									
	電気通信									
	造園		4,000	4,000>3,000 等級は総合点により決定						
	さく井									
	建具									
	水道施設									
	消防施設									
	清掃施設									
	解体									
	その他									
	合計									

10 資格審査の結果の通知・公表

資格審査の結果（資格の認定と等級の決定）を通知するほか、青森県建設業ポータルサイトで公表します。

（URL <https://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/> → 工事の情報 → 入札参加資格）

11 入札参加資格の取消

資格の認定後、競争入札参加資格審査申請又は経営事項審査申請において重要な事項について虚偽の記載又は重要な事実の申告を行わなかったこと等が判明した場合は、資格の認定を取り消します。

契約違反、安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故、独占禁止法違反行為、競売入札妨害又は談合、その他法令違反行為等の要件に該当するときは、期間を定めて指名停止の措置を行います。

12 申請書提出後の変更等

（１）変更届

入札参加資格申請書を提出した後に申請内容に変更があった場合は、変更届を提出してください。

様式は、青森県建設業ポータルサイトから入手することができます。

（URL <https://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/> → 工事の情報 → 入札参加資格）

（変更届が必要な事項）

変更事項	添付書類（写し可）
商号又は名称、代表者の氏名、所在地 ※代表者の変更の際は、氏名のフリガナ及び生年月日を記載すること。	登記事項証明書
電話番号、FAX番号	なし
建設業許可（許可換え（知事⇔大臣許可））による許可番号の変更	建設業許可指令書（通知書）又は建設業許可証明書

（変更届が不要な事項）

代表者を除く役員の氏名、支店長の氏名、青森県内にある支店・営業所の新設・廃止・移転、資本金額、自己資本額、職員数の変更、建設業許可の更新をしたこと、経営事項審査の結果通知書の更新をしたこと。

（年間委任状について）

代表者、支店長等受任者の変更等に伴う年間委任状の変更手続については、入札参加資格の届出事項ではないため、青森県庁監理課ではなく、入札及び契約事務の権限を有する各発注機関（出先機関等）へ提出してください。

また、代表者、支店長等受任者の変更等に伴う電子入札用ＩＣカードの変更手続については、青森県電子入札ホームページ

（URL https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/kanri/e-nst_index.html）をご覧ください。

（２）資格辞退届

資格の認定を受けた後、入札参加資格を辞退する場合は、資格辞退届を提出してください。

様式は、青森県建設業ポータルサイトから入手することができます。

(URL <https://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/> → 工事の情報 → 入札参加資格)
 (注) 建設業許可の廃業届とは別に手続きが必要です。

(資格辞退届が必要な事項)

届出事由	届出人	添付書類 (写し可)
入札参加資格者の死亡	相続人代表	印鑑証明書、戸籍謄本
法人の合併による消滅	役員であった者	印鑑証明書、登記事項証明書
法人の破産による解散	破産管財人	管財人選任通知の写し
法人の合併又は破産以外の事由による解散	清算人	印鑑証明書、登記事項証明書
入札参加資格の辞退 (全部・一部)	法人の代表者 個人事業主本人	なし

(3) 建設業許可の失効

建設業許可が失効した場合は、入札参加資格も失効します。この場合は、新たに建設業許可を取得し、入札参加資格の申請を行うことになります。

(参考) 電子入札システム

競争入札参加資格が認定された後、電子入札システムで利用者登録を行うことで、入札に参加する際、電子入札を行うことができるようになります。詳細は、青森県の電子入札ホームページをご覧ください。

URL https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/kanri/e-nst_index.html

13 個人情報の取扱い

青森県建設工事入札参加資格審査申請に係る個人情報については、次に掲げる事務で利用するほか、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第69条第2項の規定により利用し、又は提供します。

① 入札参加資格審査申請の審査事務

② 青森県有資格建設業者名簿に登載された者に対する指導監督等の事務

第2 申請書類の作成要領と審査要領（県内建設業者編）

1 様式の入手方法

インターネットで次のサイトから申請書類の様式がダウンロードできます。

青森県建設業ポータルサイト

(URL <https://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/> → 工事の情報 → 入札参加資格 → 申請書類の様式（随時受付②））

インターネットに接続できないなどの理由により青森県建設業ポータルサイトからダウンロードできない場合は、様式の郵送を希望することができます。その場合は、封筒の表面に「建設工事競争入札参加資格審査の申請様式希望」と赤字で明記し、返信用封筒（270円切手を貼付けしたA4判が折らずに入る角形2号332×240mmに返信先の宛名を記入したもの）を、青森県庁監理課へ送付してください。

2 提出書類一覧（県内建設業者用）

◎は必須、空欄は該当する場合又は希望する場合に提出

書類 番号	申請書及び添付書類	法人	個人	備 考
1	提出書類一覧（県内建設業者用）	◎	◎	
2	基本情報（様式あり）	◎	◎	
3	競争入札参加資格審査申請書（別記様式）	◎	◎	
4	経営事項審査の総合評価値通知書の写し	◎	◎	
5-1	青森県の県税の納税証明書（青森県建設工事等競争入札参加資格審査申請用）の原本（専用様式）	◎	◎	申請日以前30日以内のもの
5-2	個人住民税の納税証明書（個人事業者）の原本		◎	個人事業者のみ必須。
6-1	労働保険料（労災保険分＋雇用保険分）の申告書の写し 又は労働保険事務組合の納入通知書の写し （申請日の属する年度の前年度分）	◎	◎	個人事業者で適用除外を受けている場合は、不要。→8を提出
6-2	労働保険料（労災保険分＋雇用保険分）の領収書の写し （申請日の属する年度の前年度分）	◎	◎	書類番号6-1の労働保険料申告書に対応する全ての領収書の写し（3期に分納していれば、3期分の領収書の写し）。
7	社会保険料（健康保険分＋厚生年金保険分）の納入証明書の原本（写し可） 又は領収書の写し （直前12か月分）	◎	◎	個人事業者で適用除外を受けている場合は、不要。→8を提出
8	適用を受けないことの申立書（参考様式）			個人事業主等で社会保険、労働保険の適用を受けない場合、提出。

9	消費税及び地方消費税の納税証明書の原本もしくは電子納税証明書（PDF）を印刷したもの	◎	◎	（法人…納税証明書様式その3の3、個人…その3の2） 申請日以前90日以内のもの
10	主観的査定要素申告書（第1号様式）			書類番号11～19の各項目のいずれかに該当している場合、提出。
11	建設業労働災害防止協会加入証明書の写し			加入している場合、提出。申請日以前3か月以内のもの。
12	COHSMS若しくはCompact COHSMSの認定証の写し又はISO45001の登録証等の写し			認証を受けている場合、提出。基準日現在に登録済みで、かつ、有効なもの。
13	あおもり働き方改革推進企業認証書の写し			認証を受けている場合、提出。基準日現在に登録済みで、かつ、有効なもの。
14	KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録証等の写し			経営事項審査においてISO14001の登録及びエコアクション21の認証・登録の両方で加点されておらず、かつ、登録を受けている場合、提出。基準日現在に登録済みで、かつ、有効なもの。
15	協力雇用主登録証明書の原本			登録を受けている場合、提出。基準日現在に登録済みで、かつ、有効なもの。
16	新分野進出申告書（第3号様式）			新分野進出（新規、継続共に）している場合、提出。
17	新規学卒者継続雇用申告書（第4号様式）			新卒雇用、新卒継続雇用している場合、提出。
18	障害者雇用状況報告書の写し（公共職業安定所の受付印があり、直近のもの）又は障害者であることを証明するものの写し及び当該障害者が雇用されていることを証明する書類			雇用状況報告義務者で法定雇用障害者数を超えて障害者を雇用している場合又は雇用状況報告義務者ではないが障害者を雇用している場合、提出。
19	第三者賠償責任補償保険加入証明書の原本（参考様式あり）			加入している場合、提出。保険期間に基準日を含むこと。
20	技術職員調書（第2号様式）	◎	◎	
21	建設業に従事する常勤職員確認票（県内大臣許可業者用）			大臣許可業者のみ提出。
22	工事成績一覧表（県内建設業者用）（第5号様式）			県の公社等、国土交通省、農林水産省、防衛省からの工事を受注している場合、提出。
23	返信用封筒（審査結果通知書送付用）	◎	◎	角2号封筒、180円切手要貼付、返信先宛名記載、許可番号記載
24	受付確認はがき（85円切手貼付）			受付確認を希望する場合、提出。

3 申請書等記載要領

提出書類については、必ず申請書類の記入例を参照して記載してください。記載に当たっては、手書きではなく、申請書類ファイルの様式にパソコン上で入力したものを印刷して提出してください。

また、全ての申請書類において許可番号は、経営事項審査の総合評価値通知書にある許可番号の記載スタイルで記載してください。

(例)

経営事項審査総合評価値通知書の記載スタイル

02-088888

(=入札参加資格申請の申請書類で使用する許可番号の記載スタイル)

(1) 「提出書類一覧」の記載要領

- ・提出が必要な方…全ての申請者
- ・提出書類…様式「提出書類一覧（県内建設業者用）」

提出書類一覧の書類番号に提出したものに○印をしてください。

県内建設業者用と県外建設業者用は様式が異なりますので、ご注意ください。

申請書類の表紙として1ページ目になるようにしてください。

(2) 「青森県建設工事競争入札参加資格審査申請の基本情報」の記載要領

- ・提出が必要な方…全ての申請者
- ・提出書類…様式「青森県建設工事競争入札参加資格審査申請の基本情報」

ア 本社の情報

建設業許可番号（前回の許可番号）、経審の審査基準日、商号又は名称（フリガナ）、代表者職名、代表者氏名（フリガナ）、代表者生年月日、本社所在地、本市区町村コード、本社郵便番号、本社電話番号、本社ファックス番号、担当者所属・氏名、担当者電話番号、担当者ファックス番号、法人番号を記入してください。

- ①「前回の許可番号」欄・・・知事許可から大臣許可などへ許可換え、失効後の新規許可を受けた場合など、前回（定期、随時又は再度）の申請時点と許可番号が異なる場合のみ「前回の許可番号」欄も記入してください。許可番号が前回と同じ場合又は単に許可の更新を行った場合は、「前回の許可番号」欄は空欄のままにしてください。
- ②経審の審査基準日・・・経営事項審査の結果通知書にある審査基準日を記入してください。
- ③代表者生年月日・・・建設業の許可申請の際に添付した「申請者の略歴書」に記載されています。
- ④本市区町村コード・・・経営事項審査の申請書の「主たる営業所の所在地市区町村コード」を記入してください。
- ⑤担当者所属・氏名・・・入札参加資格審査申請について問合せ窓口となる担当者所属・氏名を記入してください。（担当者電話番号、担当者ファックス番号も同様です。）
- ⑥法人番号・・・国税庁長官から郵送された「法人番号指定通知書」にある13桁の番号を記入してください。なお、個人事業主は、記入しないでください。

イ 有資格技術職員数

様式「技術職員調書（第2号様式）」（16、17ページ参照）に記載された技術職員数を記入してください。また、様式「技術職員調書（第2号様式）」も併せて提出してください。
※申請しようとする全ての業種において技術職員を2人以上有していないと申請することができません。

※土木一式工事又は建築一式工事を申請する場合は、17ページ「（6）有資格技術職員数関係」の「○土木・建築における国家資格の一覧」に記載されている国家資格を有する技術職

員が種類ごとに2人いることが必要です。

※県内建設業者にあっては、（公財）青森県建設技術センターへの登録技術者及びその登録資格と一致しなければならないため、忘れずに技術者登録又は技術者登録の変更手続を行っておいてください（技術者登録又は変更手続が完了しない場合、資格の認定等を行うことができません。）。

ウ 青森県使用欄

青森県使用欄は競争入札参加資格審査申請書（別記様式）、主観的査定要素申告書（第1号様式）への入力内容が自動的に転記されるようになっていきますので、正しく反映されているかをご確認ください。

申請者が記入する事項はありません。

（3）「競争入札参加資格審査申請書（建設工事）」（別記様式）の記載要領

- ・提出が必要な方…全ての申請者
- ・提出書類…様式「競争入札参加資格審査申請書（建設工事）（別記様式）」

申請は、代表者が行うこととなり、受任者の申請はできません。

入力した内容が正しく表示されているか、建設業許可番号を記入しているかを必ず確認してください。

「競争入札参加資格の審査を申請する建設業」欄には、「1」と記入してください。

4 資格審査の審査要領・提出書類

（1）経営事項審査関係

ア 審査要領

申請しようとする業種について、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受け、かつ、申請日現在で有効な（当該経営事項審査の基準となった年月日から1年7か月以上経過していない）総合評価値の通知を受けていること。

イ 提出書類

- ・提出が必要な方…全ての建設業者
- ・提出書類…経営事項審査の総合評価値通知書の写し

※申請業種につき経営事項審査を受審していることが必要です。申請日現在で審査基準日から1年7か月を経過していない経営事項審査の総合評価値通知書の写しを提出してください。該当する通知書が2つ以上ある場合は、そのうちの最新のものを提出してください。

※合併等を行った場合について、合併等以降の第1期目の審査基準日に係る経営事項審査の総合評価値通知書を提出する場合は、総合評価値（P）に10％に相当する値の加算及び完成工事高の確認をする必要がありますので、第1期目である旨を必ず申し出てください。

（2）青森県税関係

ア 青森県税関係

（ア）審査要領

青森県税に滞納がないこと。

（イ）提出書類

- ・提出が必要な方…全ての県内建設業者
- ・提出書類…納税証明書（青森県建設工事等競争入札参加資格審査申請用）（様式あり）

青森県の県税事務所長が発行した青森県の県税に未納がないことの納税証明書の原本を

1 部提出してください。証明年月日は、申請日以前 30 日以内のものとします。

県税の納税証明書は、「青森県建設工事等競争入札参加資格審査申請用」の専用様式を使って発行されたものとします。

青森県内に事務所又は事業所を設置して最初の決算期が未到来の場合でも、同様に納税証明書の発行を受けてください。

○県が発行する納税証明書の証明願の手続

次の書類を所轄の県税事務所へ提出してください。

提出書類	摘 要
納税証明願 (青森県建設工事等競争入札参加資格審査申請用)	必要事項を記入し、証明手数料として青森県収入証紙 400 円分を貼付する。 申請人本人(法人の場合は代表者)以外の家族、従業員が申請手続を行う場合は、代理人扱いとなるので、委任に関する事項の欄に代表者が自署する。その場合、代理人の本人確認資料が必要(郵送申請の場合は、代理人の本人確認資料写しを添付)。
納税証明書(同上)	必要事項(交付申請人の欄)を記入する。
本人確認資料	申請手続を行う者の運転免許証、健康保険被保険者証等が必要(郵送申請の場合は、写しを添付)。
返信用封筒 (郵送交付希望の場合)	証明内容の確認に時間(1~2日)を要する場合があるため、郵送による交付を希望する場合は、返信用封筒(返信先記入、所要の金額の切手貼付)を申請時に提出する。

提出先	電話番号	住 所
中央県税事務所 納税管理課	017-734-9970(直通)	〒030-8530 青森市新町 2-4-30 青森県庁北棟 1 階
中南県税事務所 納税管理課	0172-32-4341(直通)	〒036-8345 弘前市蔵主町 4 県合同庁舎 2 階
三八県税事務所 納税管理課	0178-27-4455(直通)	〒039-1101 八戸市尻内町鴨田 7 県合同庁舎 1 階
西北県税事務所 納税管理課	0173-34-3141(直通)	〒037-0046 五所川原市栄町 10 県合同庁舎 1 階
上北県税事務所 納税管理課	0176-23-4241(直通)	〒034-0093 十和田市西十二番町 20-12 県合同庁舎 1 階
下北県税事務所 納税管理課	0175-22-3105(直通)	〒035-0073 むつ市中央 1-1-8 県合同庁舎 1 階

イ 市町村税関係

- ・提出が必要な方…個人事業主で青森県内に居住する者
- ・提出書類…市町村が発行する個人住民税の納税証明書の原本

個人住民税の納税証明書については、所管する市町村が発行します。納税証明書の様式の入手方法等については、所管する青森県内の市町村にお問合せください。

(3) 労働保険関係

ア 審査要領

労働保険に加入し、労働保険料(労災保険分+雇用保険分)に未納がないこと。

イ 提出書類

- ・提出が必要な方…労働保険の適用事業を行う者
- ・提出書類…①申請日の属する年度の前年度分（１年分）の概算・増加概算・確定労働保険料申告書の写し（青森労働局発行）
（労働保険事務組合に加入している場合は、労働保険事務組合の納入通知書の写し）

②労働保険料領収書の写し

※提出書類①及び②の両方を提出してください。

※３期で分納している場合は、領収書（「口座振替結果のお知らせ」でも可）の写しが３期分が必要です。なるべくＡ４版３枚程度に収まるように適宜配置して提出してください。

※「口座振替納付のお知らせ」の写しは、領収書の写しではないので、提出しないでください。

※労働保険の適用を受けない建設業者である場合

労働保険の適用を受けない建設業者は、「労働保険の適用を受けない申立書」（参考様式あり）に申請者が記名し、提出してください。参考様式によりがたい場合は、適宜申立書を作成し、提出してください。労働保険の適用を受けない者とは、労働者を使用・雇用せず事業を行う者のことです。

（４）社会保険関係

ア 審査要領

社会保険に加入し、社会保険料（健康保険分＋厚生年金保険分）に１年間未納がないこと。

イ 提出書類

- ・提出が必要な方…社会保険の適用事業所の事業者
- ・提出書類…①直前１２か月分の領収書の写し又は②社会保険料（健康保険分＋厚生年金保険分）の納入証明書の原本（写し可）

①直前１２か月分の領収書の写しを提出する場合

直前１２か月分とは、申請日の属する月の直前の月末を納期限とするものを最終月とする連続した１２か月分を言います。ただし、最終月の「納入告知額・領収済額通知書」が未着の場合や納付直後のため社会保険料納入確認証明書の証明が得られない場合は、最終月の前月までの連続した１２か月分の確認資料を提出してください。

例）令和７年６月１日申請の場合

令和６年４月分（令和６年５月末納入期限）から令和７年３月分（令和７年４月末納入期限）までの１２か月分を提出してください。

なお、提出に当たっては、なるべくＡ４版４枚に収まるよう、領収書を適宜配置して提出してください。

②社会保険料（健康保険分＋厚生年金保険分）の納入証明書を提出する場合

本社所在地を所管する日本年金機構年金事務所が発行する直前１２か月分の社会保険料の納入証明書を提出してください。なお、日本年金機構が発行する証明書は、「社会保険料納入証明書」「社会保険料納入確認書」の２種類がありますが、いずれの提出も可能です。

※納入証明書による場合、証明事項の出力区分は「一括用のみ」としてください。

※交付申請書の様式及び記載方法については、日本年金機構のホームページに掲載されています（<https://www.nenkin.go.jp/shinsei/kounen/hokenryo/index.html>）。また、不明の点は下記までお問合せください（県内業者に限ります）。

【証明書の交付に関する問合せ先、交付申請書提出先】

青森年金事務所

〒030-8554 青森市中央 1-22-8 日進青森ビル 1・2 階 電話 017-734-7495

弘前年金事務所

〒036-8538 弘前市外崎 5-2-6 電話 0172-27-1339

八戸年金事務所

〒031-8567 八戸市城下 4-10-20 電話 0178-44-1742

むつ年金事務所

〒035-0071 むつ市小川町 2-7-30 電話 0175-22-4947

健康保険に関して健康保険組合に加入している場合は、健康保険については、健康保険組合が発行する健康保険料の納付証明書を提出し、厚生年金保険については、年金事務所が発行する厚生年金保険の納入証明書を提出してください。

※社会保険の適用を受けない建設業者である場合

社会保険の適用を受けない建設業者は、「社会保険の適用を受けない申立書」（参考様式あり）に申請者が記名し、提出してください。参考様式によりがたい場合は、適宜申立書を作成し、提出してください。社会保険の適用を受けない者とは、個人事業者で従業員が5人未満の者です。

※青森県内の年金事務所では、納入証明書を原則郵送で受け付けているとのことですので、返信用封筒を添えて、社会保険料納入証明申請書を年金事務所に提出してください。

急ぎの場合など詳細は、所轄の年金事務所へ直接お問合せください。

※個人から法人成りした等の理由で、1年間分の保険料の納入を確認できる書類がない場合は、入札参加資格申請を行う前に、事前に監理課へお問合せください。

(5) 消費税及び地方消費税関係

ア 審査要領

消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

イ 提出書類

- ・提出が必要な方…全ての申請者（免税事業者も含みます。）
- ・提出書類…消費税及び地方消費税の納税証明書の原本もしくは電子納税証明書（PDF）を印刷したもの
法人の場合…納税証明書（様式その3の3）
個人の場合…納税証明書（様式その3の2）

納税地を所管する税務署が発行する納税証明書（原本）を提出してください。法人の建設業者は納税証明書様式その3の3、個人の建設業者は様式その3の2を提出してください。証明日は、申請日以前90日以内のものとします。

※納税証明書の請求は、オンライン請求が便利です。納税証明書を自宅等からオンラインで請求し、税務署窓口で受け取る場合、電子証明書やICカードリーダーライターが不要です。

国税庁のホームページ（URL <https://www.e-tax.nta.go.jp/>）

不明な点は、最寄りの税務署へお問合せください。

(6) 有資格技術職員数関係

ア 審査要領

申請しようとする全ての業種において技術職員を2人以上有していないと申請することができません。

土木一式工事又は建築一式工事を申請する場合においては、次に掲げる国家資格を有する技

術職員が工事の種類ごとに2人以上いること。

その他の工事を申請する場合においては、国家資格を有する技術職員又は実務経験による技術職員が工事の種類ごとに2人以上いること。

○土木・建築における国家資格の一覧

※工事の種類ごとに2人以上いること。

工事の種類	国家資格	
土木一式工事	一級技術職員	一級建設機械施工管理技士、一級土木施工管理技士、技術士（技術部門を建設部門、農業部門（選択科目「農業土木」又は「農業農村工学」に限る。）、森林部門（選択科目「森林土木」に限る。）、水産部門（選択科目「水産土木」に限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」に限る。）とする者）
	二級技術職員	二級建設機械施工管理技士、二級土木施工管理技士（種別「土木」に限る。）
建築一式工事	一級技術職員	一級建築施工管理技士、一級建築士
	二級技術職員	二級建築施工管理技士（種別「建築」に限る。）、二級建築士

イ 提出書類

・提出が必要な方…全ての申請者

・提出書類…様式「青森県建設工事競争入札参加資格審査申請の基本情報」

様式「技術職員調書（第2号様式）」（記入例をご覧ください。）

※基準日（申請日の属する月の初日）時点での有資格技術職員数で「技術職員調書（第2号様式）」を作成し、「青森県建設工事競争入札参加資格審査申請の基本情報」の②有資格技術職員数欄は、「技術職員調書（第2号様式）」と同じ職員数を記入してください。

「技術職員調書（第2号様式）」は、申請する業種が、土木一式工事又は建築一式工事の場合は、国家資格を有する常勤の技術職員全員（1つの業種について、同一人が一級相当の資格と二級相当の資格の両方を有している場合は、上位（一級相当）の資格の欄のみに○印を記入してください。）について生年月日順（年齢の高い順）に記入し、その他の工事の場合は、常勤の技術職員2人について記入してください。

県内建設業者にあっては、（公財）青森県建設技術センターへの登録技術者と一致しなければならないため、忘れずに技術者登録又は技術者登録の変更手続を行ってください。

5 発注者別評価点の審査要領と提出書類

(1) 発注者別評価点項目一覧

項 目	点 数
① 工事成績点（県内建設業者用）	業種ごとに工事規模及び工事成績により算出した点数
② 建設業労働災害防止協会への加入	5点
③ 労働安全衛生マネジメントシステムの認証・取得 ・COHSMSの認定 ・Compact COHSMSの認定 ・ISO45001の認証	10点（複数に該当する場合であっても、10点）
④ あおもり働き方改革推進企業認証制度に	5点

基づく認証の取得	
⑤ 環境マネジメントシステムの認証・取得 ・ K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録	経営事項審査において I S O 1 4 0 0 1 の登録及びエコアクション 2 1 の認証・登録の両方で加点されておらず、かつ、登録を受けている場合 4 点
⑥ 協力雇用主としての登録	5 点
⑦ 災害対応協力業者 ・「大規模災害時における応急対策業務に関する協定」関係 ・「災害時における避難所等の管工事（空調設備工事・給排水衛生設備工事）の復旧活動に係る応急対策に関する協定」関係	土木一式工事、建築一式工事のそれぞれに 5 点 管工事に 5 点
⑧ 建設業に係る常勤職員数	1 0 人以上 2 9 人以下 5 点 3 0 人以上 4 9 人以下 1 0 点 5 0 人以上 1 5 点
⑨ 新分野事業への進出	新規認定された年度から 3 年間 1 0 点 （加点延長はさらに 2 年間 1 0 点）
⑩ 新規学卒者継続雇用	・ 高校 1 ～ 3 年目 1 人につき 5 点、 4 ～ 5 年目 1 人につき 1 0 点 ・ 大学、高等専門学校、短期大学 1 年目 1 人につき 5 点、 2 ～ 3 年目 1 人につき 1 0 点 1 5 点を限度とする。
⑪ 障害者雇用	雇用状況報告義務者で法定雇用障害者数を超えて障害者を雇用している場合又は雇用状況報告義務者ではないが障害者を雇用している場合 1 0 点
⑫ 工事に係る第三者賠償責任補償保険への加入	補償限度額 ・ 1 千万円以上 1 億円未満 5 点 ・ 1 億円以上 1 0 点 ・ 1 億円以上かつ発注者責任担保 1 5 点
⑬ 除雪業務の受託	1 0 点
⑭ 指名停止	1 か月につき - 1 0 点

(2) 主観的査定要素申告書（第 1 号様式）

- ・ 提出が必要な方…主観的査定要素申告書（第 1 号様式）の評価項目に該当する者
- ・ 提出書類…様式「主観的査定要素申告書（第 1 号様式）」
該当する評価項目に○印を記入し、提出してください。

(3) 工事成績点（県内建設業者用）関係

ア 審査要領

青森県が発注した工事を、県内に本店がある建設業者が元請として受注し、資格審査を行う年の直前 8 年（平成 2 9 年 1 月 1 日から令和 6 年 1 2 月 3 1 日まで）の間に完成した工事に係

る工事成績点並びに各公社等（県が５０％以上出資しているもの）、共済組合（結果的に県費で全額償却される地方職員共済青森県支部及び警察共済組合青森県支部）、国土交通省、農林水産省及び防衛省が発注した工事を、県内に本店がある建設業者が元請として受注し、直前４年（令和３年１月１日から令和６年１２月３１日まで）の間に完成した工事に係る工事成績点とします。

青森県が発注した工事は、知事部局、病院局、警察本部（国の支出の原因となる支出負担行為を担当官としての発注は対象外とする。）、教育庁（学校施設課発注のみを対象とし、各学校発注は対象外とする。）及び公営企業が发注したものとしします。

青森県、各公社等及び共済組合が発注した工事は、請負金額が２５０万円以下の随意契約に係る工事は除きます。

国土交通省、農林水産省及び防衛省が発注した工事は、最終請負金額が５００万円以上で、かつ、施工場所が青森県内であるものに限りします。

イ 提出書類

- ・提出が必要な方…青森県が所管する公社等、共済組合、国土交通省、農林水産省及び防衛省が発注した工事を元請として受注し、令和３年１月１日から令和６年１２月３１日までの間に完成した工事がある県内建設業者
- ・提出書類…様式「工事成績一覧表（県内建設業者用）（第５号様式）」
契約書（変更契約書も併せて）及び工事成績評定点がわかるものの写し
共同企業体（ＪＶ）の場合は、協定書（出資比率がわかる部分）の写し

（注１）評価対象となりうる工事のみ記入してください。

（注２）最終請負金額は消費税込で記入してください。

（注３）青森県が発注した工事については、記載不要です。

（注４）審査上必要が認められる場合は、後日、関係書類の提出を求めることがあります。

（注５）共同企業体（ＪＶ）として請け負った工事については、ＪＶとしての請負金額、出資比率、単体分の請負金額（ＪＶとしての請負金額×出資比率）を記入してください。

（４）建設業労働災害防止協会への加入関係

ア 審査要領

建設業労働災害防止協会に加入している者の発注者別評価点として５点加点します。

イ 提出書類

- ・提出が必要な方…建設業労働災害防止協会に加入している者
 - ・提出書類…建設業労働災害防止協会加入証明書の写し
- ※建設業労働災害防止協会青森県支部長が証明したものの写しを提出してください。証明日は申請日以前３か月以内のものとしします。

（５）労働安全衛生マネジメントシステム関係

ア 審査要領

次のいずれかに該当する者の発注者別評価点として１０点加点します。なお、複数に該当する場合であっても、１０点加点です。

（ア）ＣＯＨＳＭＳの認定を受けている者

（イ）Compact C O H S M S の認定を受けている者

（ウ）ISO 45001の認証を取得している者

イ 提出書類

- ・提出が必要な方…COHSMS若しくはCompact COHSMSの認定又はISO 45001の認証を取得した者

- ・提出書類…COHSMS若しくはCompact COHSMSの認定証の写し又はISO 45001の登録証等の写し

※COHSMS認定証は、労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）ガイドラインに基づき建設事業者が確立した労働安全衛生マネジメントシステムに関し、建設業労働災害防止協会長から交付を受けた認定証の写しを提出してください。

※Compact COHSMSの認定証は、建設業労働災害防止協会長から交付を受けた認定証の写しを提出してください。

※ISO 45001登録証は、（公財）日本適合性認定協会（JAB）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関から認証を受けた登録証の写しを提出してください。

※基準日（申請日の属する月の初日）現在に登録済みで、かつ、有効なものとしします。

（６）あおり働き方改革推進企業認証制度関係

ア 審査要領

あおり働き方改革推進企業認証制度に基づく認証を受けている者に発注者別評価点として5点加点します。

イ 提出書類

- ・提出が必要な方…青森働き方改革推進企業認証制度に基づく認証を受けているもの
- ・提出書類…あおり働き方改革推進企業認証書の写し

※基準日（申請日の属する月の初日）現在に登録済みで、かつ、有効なものとしします。

（７）環境マネジメント関係（KES・環境マネジメントシステム・スタンダード）

ア 審査要領

経営事項審査においてISO 14001の登録及びエコアクション21の認証・登録の両方で評価されておらず、かつ、KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録を受けている者に発注者別評価点として4点加点します。

イ 提出書類

- ・提出が必要な方…KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録を受けている者
- ・提出書類…KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録証の写し

※KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録証は、特定非営利活動法人KES環境機構又は特定非営利活動法人KES環境機構の協働機関から認証を受けた登録証の写しを提出してください。

※基準日（申請日の属する月の初日）現在に登録済みで、かつ、有効なものとしします。

（８）協力雇用主登録関係

ア 審査要領

協力雇用主として保護観察所に登録している者に発注者別評価点として5点加点します。

イ 提出書類

- ・提出が必要な方…協力雇用主として保護観察所に登録している者
- ・提出書類…保護観察所長が発行した協力雇用主登録証明書（様式あり）の原本

※証明日は基準日（申請日の属する月の初日）以降のものとしします。

※基準日（申請日の属する月の初日）現在に登録済みで、かつ、有効なものとしします。

(9) 災害対応協力業者関係

ア 審査要領

- (ア) 青森県と一般社団法人青森県建設業協会との間で締結された「大規模災害時における応急対策業務に関する協定」に基づく令和7年度の協力建設業者が土木一式工事又は建築一式工事を申請した場合、当該申請業種それぞれの発注者別評価点として5点加点します。
- (イ) 青森県と一般社団法人青森県空調衛生工事業協会との間で締結された「災害時における避難所等の管工事（空調設備工事・給排水衛生設備工事）の復旧活動に係る応急対策に関する協定」に基づく令和7年度の協力建設業者が管工事を申請した場合、当該申請業種の発注者別評価点として5点加点します。

イ 提出書類

提出書類はありません。

(10) 建設業に係る常勤職員数関係

ア 審査要領

経営事項審査の審査基準日時点における建設業に係る常勤職員数に応じて次のとおり発注者別評価点として加点します。

建設業に係る常勤職員数が10人以上29人以下	5点
建設業に係る常勤職員数が30人以上49人以下	10点
建設業に係る常勤職員数が50人以上	15点

イ 提出書類

- ・提出が必要な方…「建設業に従事するその他職員等確認票」を県に提出していない県内の大臣許可業者
- ・提出書類…様式「建設業に従事する常勤職員確認票（県内大臣許可業者用）」及び常勤確認資料（原則として健康保険被保険者証の写し及び標準報酬決定通知書の写し）

(11) 新分野事業への進出関係

ア 審査要領

(ア) 新規

直前3年（令和4年1月1日から令和6年12月31日まで）の間に、新たに建設業以外の分野（※1）に進出し、次のいずれにも該当し認定された者に発注者別評価点として10点を加点します。

- a 県内建設業者又は新分野事業を営むために設立された企業（県内建設業者が単独又は共同で設立した者）が、申請日まで継続して新分野事業を営んでいること。
- b 新分野事業への進出に要する経費（※2）として、300万円（税込み）以上の支出を行ったこと、又は新分野事業に係る国・県等の各種制度による事業認定、補助金交付決定若しくは公的融資を受けたこと。

（例）経営革新計画の認定（中小企業新事業活動促進法）、農地リースの協定（農業経営基盤強化促進法）

(イ) 継続

- a 新規認定後、継続して新分野事業を営んでおり、継続の申告をした者の発注者別評価点として2年の期間10点を加点します。継続の申告をしない場合は、加点されません。

- b 新規認定から3年経過後、継続して新分野事業を営み、認定を受けた期間中に新分野事業を営む経費（※2）として、3,000万円（税込み）以上の支出を行った場合に加点の延長を行い、発注者別評価点として2年の期間10点を加点します。

（注1）単独と共同の両方で新分野事業を営んでいる場合は、いずれか一つを認定します。

（注2）法人の役員個人が経費を支出している場合は、対象外とします。

（※1）総務省が定める日本標準産業分類表の大分類が建設業と異なる分野（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業と性風俗関連特殊営業に該当するものは除く。）とする。

（※2）経費には、人件費、賃借料、材料費等その他の費用を含む。

（※3）共同で事業を営んでいる場合は、構成している各企業がそれぞれ300万円（税込み）以上の支出を行うこと。

イ 提出書類

- ・提出が必要な方…新分野に進出している者
- ・提出書類…次の新規・継続の場合に応じた書類

（ア）新規の場合

- a 様式「新分野進出申告書（第3号様式）」
- b 新分野に進出したことがわかる書類（該当するもの全て提出）
 - ①登記事項証明書（履歴事項）の写し
 - ②協定書、事業認定書又は補助金若しくは公的融資決定通知書の写し
 - ③個人事業主の所得税確定申告書の写し（申告書第一表、第二表等）
 - ④その他新分野に進出したことがわかる書類（事業案内パンフレット、写真等）
- c 新分野への支出を証明する資料（新分野進出年から直近までのものを全て提出）
 - ①領収書又は総勘定元帳の写し
 - ②決算等届出書（建設業法第11条関係）の貸借対照表の写し、損益計算書の写し
 - ③消費税確定申告書の写し

※新規の場合は、面談及び現地調査を行いますので、ご協力をお願いします。

（イ）継続の場合

- a 様式「新分野進出申告書（第3号様式）」
- b 新分野を継続して営んでいることがわかる直近の書類（事業案内パンフレット、写真等）
- c 新分野への支出を証明する資料
 - ①直前1年の領収書又は総勘定元帳の写し
 - ②直近の決算等届出書の貸借対照表の写し、損益計算書の写し
 - ③直近の消費税確定申告書の写し（申告書、付表2）

（12）新規学卒者継続雇用関係

ア 審査要領

新規学卒者を採用し、継続雇用している者の発注者別評価点として次のとおり加点します。ただし、上限は15点です。

（ア）新規

新規学卒者については、学校教育法に定める下記学校を令和4年2月1日から令和7年1月31日までに卒業した者で、かつ、1年以上継続して同一事業主の下で正規雇用された経験がない者に限ります。

- a 高等学校の卒業者 1人につき5点
- b 大学（短期大学の場合は、建設業法施行規則第1条に定める表の下欄に掲げる学科を修め

た者に限る。)又は高等専門学校の卒業者 1人につき5点

(イ)継続

新規学卒者として認定された者を、再度受付の申請日まで継続雇用していること。

年数算定の際の基準日は、令和7年2月1日とします。

- a 高等学校の卒業者 2～3年目1人につき5点、4～5年目1人につき10点
- b 大学(短期大学の場合は、建設業法施行規則第1条に定める表の下欄に掲げる学科を修めた者に限る。)又は高等専門学校の卒業者 2～3年目1人につき10点

イ 提出書類

- ・提出が必要な方…新規学卒者を継続的に雇用している者
- ・提出書類…次の新規・継続の場合に応じた書類

(ア)新規の場合

- a 様式「新規学卒者継続雇用申告書(第4号様式)」
- b 卒業証書又は卒業証明書の写し
- c 次のいずれかの書類
 - ①健康保険加入者については、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書の写し
+健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し
 - ②健康保険未加入者については、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し+賃金台帳又は源泉徴収簿の写し
- d 学校教育法に定める学校を卒業後、採用まで1年以上の期間がある者については、その期間に係る経歴書
- e 上記期間に学校教育法に定める学校以外の学校等での修学期間がある場合は、その卒業証書等の写し

(イ)継続の場合

- a 様式「新規学卒者継続雇用申告書(第4号様式)」
- b 次のいずれかの直近の書類
 - ①健康保険加入者については、健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し
 - ②健康保険未加入者については、賃金台帳又は源泉徴収簿の写し

(13) 障害者雇用関係

ア 審査要領

次のいずれかに該当する者の発注者別評価点として10点加点します。

(ア)雇用状況報告義務者で法定雇用障害者数を超える数の障害者を雇用している場合

(イ)雇用状況報告義務者ではないが障害者を雇用している場合

- ※ 1 法定雇用障害者数とは、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第1項で規定する、労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)をいう。
- 2 障害者雇用率とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和35年政令第292号)第9条に規定する障害者雇用率をいう。

イ 提出書類

- ・提出が必要な方…障害者を雇用している者
- ・提出書類

(ア)障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき障害者の雇用が義務付けられている場合

①障害者雇用状況報告書の写し(公共職業安定所の受付印があり、直近のもの。)

(イ)上記(ア)以外の場合

- ①障害者の障害を証明するものの写し（手帳の氏名・障害の程度がわかる部分）
- ②次のいずれかの直近の書類
 - ・健康保険加入者は、健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し
 - ・健康保険未加入者は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し＋賃金台帳又は源泉徴収簿の写し

(14) 工事に係る第三者賠償責任補償保険への加入関係

ア 審査要領

工事中及び工事引渡し後に発生した不測の事故で第三者の身体又は財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任を負担することになった場合に補償する保険で、次の要件を備えた保険に加入している者の発注者別評価点として次のとおり加点します。

- ・工事中及び工事引渡し後の対人・対物事故を対象とし、下請負人に起因する損害を補償の対象に含むものであること。
- ・保険期間は１年間以上の包括契約（原則として保険期間中の全ての工事を保険対象とするもの）であること。
- ・保険期間に基準日（申請日の属する月の初日）を含むこと。
- ・発注者責任を担保している保険の場合は、その旨、証明書に記載されていること。

補償限度額 1 千万円以上 1 億円未満	5 点
補償限度額 1 億円以上	1 0 点
補償限度額 1 億円以上かつ発注者責任担保	1 5 点

イ 提出書類

- ・提出が必要な方・・・第三者賠償責任補償保険に加入している者
- ・提出書類・・・第三者賠償責任補償保険加入証明書の原本（参考様式：第三者賠償責任補償保険加入証明書）

保険会社が発行した第三者賠償責任補償保険加入証明書（参考様式あり）を提出してください。

参考様式によりがたい場合は、適宜保険会社から加点の要件が明らかにされた証明書の交付を受け、提出してください。

(15) 除雪業務の受託関係

ア 審査要領

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間に青森県又は青森県道路公社が管理する道路（臨港道路を含む。）の除雪業務（凍結防止剤散布業務を含む。）に係る請負契約を締結した者（共同企業体方式により請け負っている場合は、請け負った共同企業体の各構成員）の発注者別評価点として 1 0 点を加点します。

イ 提出書類

提出する書類はありません。

(16) 指名停止関係

ア 審査要領

直前 2 年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで）の間に指名停止を受けた者の発注者別評価点から指名停止期間 1 月につき 1 0 点を減点します。

指名停止期間は、次のとおり算定します。

（ア）指名停止が 2 件以上ある場合は、その月数を合計し、端数日がある場合はその日数を合計

します。

- (イ) 合計した端数日は30日をもって1月として計算し、1月未満の端数がある場合は切り上げて1月とします。
- (ウ) 指名停止期間が令和7年4月1日以後も継続するものについては、令和7年4月1日以後の期間を含みます。
- (エ) 算定は、令和7年4月1日時点で行います。

イ 提出書類

提出する書類はありません。

第3 申請書類の作成要領と審査要領（県外建設業者編）

1 様式の入手方法

インターネットで次のサイトから申請書類の様式がダウンロードできます。

青森県建設業ポータルサイト

（URL <https://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/> → 工事の情報 → 入札参加資格 → 申請書類の様式（随時受付②））

2 提出書類一覧（県外建設業者用）

◎：必須、空欄は該当する場合又は希望する場合に提出

書類 番号	申請書及び添付書類		備考
1	提出書類一覧（県外建設業者用）	◎	
2	基本情報（様式あり）	◎	
3	競争入札参加資格審査申請書（別記様式）	◎	
4	経営事項審査の総合評価値通知書の写し	◎	
5	青森県の県税の納税証明書（青森県建設工事等競争入札参加資格審査申請用）の原本（専用様式）	◎	青森県内に営業所がなく、納税義務がない場合、不要。 申請日以前30日以内のもの
6-1	労働保険料（労災保険分＋雇用保険分）の申告書の写し 又は労働保険事務組合の納入通知書の写し （申請日の属する年度の前年度分）	◎	申告書は申請日の属する年度の前年度分の本社所在地を所管する都道府県労働局分及び青森県内営業所を所管する青森労働局分に限る。 □←青森県内営業所分について、本社又は東北一括で申告している場合チェック
6-2	労働保険料（労災保険分＋雇用保険分）の領収書の写し （申請日の属する年度の前年度分）	◎	書類番号6-1の労働保険料申告書に対応する全ての領収書の写し（3期に分納していれば、3期分の領収書の写し）。
7	社会保険料（健康保険分＋厚生年金保険分）の納入証明書の原本（写し可） 又は領収書の写し（直前12か月分）	◎	
8	消費税及び地方消費税の納税証明書の原本もしくは電子納税証明書（PDF）を印刷したもの	◎	納税証明書様式その3の3 申請日以前90日以内のもの
9	技術職員調書（第2号様式）		申請時点の技術職員数が経審の技術職員数と異なる場合、提出。（資格証明書、常勤確認資料と併せて提出。）

10	工事成績一覧表（県外建設業者用） （第6号様式）		青森県内建設業者を一次下請けとして発注し、工事成績点として総合点に加算したい場合、要提出。（当様式と併せて施工体系図、一次下請契約書類等も要提出。）
11	営業所一覧表（県外建設業者用）（第7号様式）	◎	青森県内の営業所及び青森県と契約を締結する営業所を記載。
12	返信用封筒（審査結果通知書送付用）	◎	角2号封筒、180円切手要貼付、返信先宛名記載、許可番号記載
13	受付確認はがき（85円切手貼付）		受付確認を希望する場合、提出。

3 申請書等記載要領

提出書類については、必ず申請様式の記入例を参照して記載してください。記載に当たっては、手書きではなく、申請書類ファイルの様式にパソコン上で入力したものを印刷して提出してください。

また、全ての申請書類において許可番号は、経営事項審査の総合評価値通知書にある許可番号の記載スタイルで記載してください。

（例）

経営事項審査総合評価値通知書の記載スタイル 00-088888

（＝入札参加資格申請の申請書類で使用する許可番号の記載スタイル）

（1）「提出書類一覧」の記載要領

- ・提出が必要な方・・・全ての申請者
- ・提出書類・・・様式「提出書類一覧（県外建設業者用）」
提出書類一覧の書類番号に提出したものに○印をしてください。
県内建設業者用と県外建設業者用は様式が異なりますので、ご注意ください。
申請書類の表紙として1ページ目になるようにしてください。

（2）「青森県建設工事競争入札参加資格審査申請の基本情報」の記載要領

- ・提出が必要な方・・・全ての申請者
- ・提出書類・・・様式「青森県建設工事競争入札参加資格審査申請の基本情報」

ア 本社の情報

建設業許可番号（前回の許可番号）、経審の審査基準日、商号又は名称（フリガナ）、代表者職名、代表者氏名（フリガナ）、代表者生年月日、本社所在地、本社市区町村コード、本社郵便番号、本社電話番号、本社ファックス番号、担当者所属・氏名、担当者電話番号、担当者ファックス番号、法人番号を記入してください。

- ①「前回の許可番号」欄・・・知事許可から大臣許可などへ許可替え、失効後の新規許可を受けた場合など、前回（定期、随時又は再度）の申請時点と許可番号が異なる場合のみ「前回の許可番号」欄も記入してください。許可番号が前回と同じ場合又は単に許可の更新を行った場合は、「前回の許可番号」欄は空欄のままとしてください。
- ②経審の審査基準日・・・経営事項審査の結果通知書にある審査基準日を記入してください。
- ③代表者生年月日・・・建設業の許可申請の際に添付した「申請者の略歴書」に記載されています。
- ④本社市区町村コード・・・経営事項審査の申請書の「主たる営業所の所在地市区町村コード」を記入してください。

- ⑤担当者所属・氏名…入札参加資格審査申請について問合せ窓口となる担当者所属・氏名を記入してください。（担当者電話番号、担当者ファックス番号も同様です。）
- ⑥法人番号…国税庁長官から郵送された「法人番号指定通知書」にある１３桁の番号を記入してください。なお、個人事業主は、記入しないでください。

イ 有資格技術職員数

基準日（申請日の属する月の初日）時点で、申請する業種の技術職員数と総合評定値通知書の技術職員数に差異があるかどうかで記入の仕方が異なります。

- ①申請する業種の技術職員数と総合評定値通知書の技術職員数に差異がない場合
総合評定値通知書に記載された技術職員数を記載してください。
- ②申請する業種の技術職員数と総合評定値通知書の技術職員数に差異がある場合
様式「技術職員調書（第２号様式）」（３１、３２ページ参照）に記載された技術職員数を記入してください。また、様式「技術職員調書（第２号様式）」も併せて提出してください。

※申請しようとする全ての業種において技術職員を２人以上有していないと申請することができません。

※土木一式工事又は建築一式工事を申請する場合は、３２ページ「（６）有資格技術職員数関係」の「○土木・建築における国家資格の一覧」に記載されている国家資格を有する技術職員が種類ごとに２人いることが必要です。

※申請する業種の技術職員数と総合評定値通知書の技術職員数に差異がある場合とは、次のとおりです。

- ・経営事項審査において、技術職員の業種申請は一人２業種までと限定されたために、経営事項審査の総合評定値通知書に、有資格技術職員数が全員分反映されていない場合
- ・基準日（申請日の属する月の初日）時点で総合評定値通知書の土木又は建築の一級又は二級の技術職員数から増減があった場合

※次の場合は、「青森県建設工事競争入札参加資格審査申請の基本情報」の有資格技術職員数の欄は、総合評定値通知書の技術職員数をそのまま記入してください。

（例１）土木一式工事の場合

- ・経営事項審査の総合評定値通知書記載人数 …… 一級６人以上、二級６人以上
 - ・増減後… …… 一級５人以上、二級５人以上
- ↑増減後の技術職員数においても、基準により等級に影響がない（どちらも特Ａ級）。

（例２）電気通信工事の場合（土木一式工事及び建築一式工事以外の業種の場合）

- ・経営事項審査の総合評定値通知書記載人数 …… （有資格）技術職員数３名
 - ・増減後 …… （有資格）技術職員数２名
- ↑増減後の技術職員数においても、技術職員数が２名以上なので申請が可能である。

○等級決定における技術職員数の基準

工事の種類	等級	一級技術職員数	一級技術職員数と 二級技術職員数の合計
土木一式工事	特Ａ級	５人以上	１０人以上
	Ａ級	—	３人以上
	Ｂ級	—	２人以上
建築一式工事	特Ａ級	４人以上	８人以上
	Ａ級	—	３人以上
	Ｂ級	—	２人以上

ウ 青森県使用欄

青森県使用欄は競争入札参加資格審査申請書（別記様式）に入力した申請業種が自動的に転記されるようになっていきますので、正しく反映されているかをご確認ください。

申請者が記入する事項はありません。

(3) 「競争入札参加資格審査申請書（建設工事）」（別記様式）の記載要領

・提出が必要な方…全ての申請者

・提出書類…様式「競争入札参加資格審査申請書（建設工事）（別記様式）」

申請は、代表者が行うこととなり、受任者の申請はできません。

入力した内容が正しく表示されているか、建設業許可番号を記入しているかを必ず確認してください。

「競争入札参加資格の審査を申請する建設業」欄には、「1」と記入してください。

4 資格審査の審査要領・提出書類

(1) 経営事項審査関係

ア 審査要領

申請しようとする業種について、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受け、かつ、申請日現在で有効な（当該経営事項審査の基準となった年月日から1年7か月以上経過していない）総合評定値の通知を受けていること。

イ 提出書類

・提出が必要な方…全ての建設業者

・提出書類…経営事項審査の総合評定値通知書の写し

※申請業種につき経営事項審査を受審していることが必要です。申請日現在で審査基準日から1年7か月を経過していない経営事項審査の総合評定値通知書の写しを提出してください。該当する通知書が2つ以上ある場合は、そのうちの最新のものを提出してください。

※合併等を行った場合について、合併等以降の第1期目の審査基準日に係る経営事項審査の総合評定値通知書を提出する場合は、完成工事高の確認をする必要がありますので、第1期目である旨を必ず申し出てください。

(2) 青森県税関係

ア 審査要領

青森県税に滞納がないこと。

イ 提出書類

・提出が必要な方…青森県内に事務所又は事業所を有する者

・提出書類…納税証明書（青森県建設工事等競争入札参加資格審査申請用）（様式あり）

青森県の中央県税事務所長が発行した青森県の県税に未納がないことの納税証明書の原本を1部提出してください。証明年月日は、申請日以前30日以内のものとしします。

県税の納税証明書は、「青森県建設工事等競争入札参加資格審査申請用」の専用様式を使って発行されたものとしします。

青森県内に事務所又は事業所を設置して最初の決算期が未到来の場合でも、同様に納税証明書の発行を受けてください。

青森県内に事務所又は事業所がなく納税義務がない場合は、提出不要です。

○県が発行する納税証明書の証明願手続

次の書類を中央県税事務所へ提出してください。県外建設業者の納税証明は、事務所の場所にかかわらず、全て中央県税事務所で証明します。

(例) 県外建設業者の場合は県内事務所が弘前市にあっても、弘前市を管轄する中南県税事務所ではなく、中央県税事務所で納税証明を行います。

提出書類	摘 要
納税証明願 (青森県建設工事等 競争入札参加資格審 査申請用)	必要事項を記入し、証明手数料として青森県収入証紙400円分を貼付する。 申請人本人(法人の場合は代表者)以外の家族、従業員が申請手続を行う場合は、代理人扱いとなるので、委任に関する事項の欄に代表者が自署する。その場合、代理人の本人確認資料が必要(郵送申請の場合は、代理人の本人確認資料写しを添付)。
納税証明書(同上)	必要事項(交付申請人の欄)を記入する。
本人確認資料	申請手続を行う者の運転免許証、健康保険被保険者証等が必要(郵送申請の場合は、写しを添付)。
返信用封筒 (郵送交付希望の場合)	返信用封筒証明内容の確認に時間(1~2日)を要する場合があるため、郵送による交付を希望する場合は、返信用封筒(返信先記入、所要の金額の切手貼付)を申請時に提出する。

提出先	電話番号	住 所
中央県税事務所 納税管理課	017-734-9970(直通)	〒030-8530 青森市新町2-4-30 青森県庁北棟1階

(3) 労働保険関係

ア 審査要領

労働保険に加入し、労働保険料(労災保険分+雇用保険分)に未納がないこと。

イ 提出書類

- ・提出が必要な方…労働保険の適用事業を行う者
- ・提出書類…①申請日の属する年度の前年度分(1年分)の概算・増加概算・確定労働保険料申告書の写し(労働保険事務組合に加入している場合は、労働保険事務組合の納入通知書の写し)

②労働保険料領収書の写し

※提出書類①及び②の両方を提出してください。

※3期で分納している場合は、領収書(「口座振替結果のお知らせ」でも可)の写しが3期分が必要です。なるべくA4版3枚程度に収まるように適宜配置して提出してください。

※「口座振替納付のお知らせ」の写しは、領収書の写しではないので、提出しないでください。

※県外建設業者が提出する必要がある申告書及び領収書は、本社所在地を所管する労働局及び青森労働局に申告・納付したものに限ります。本社を所管する労働局に申告・納付したもののうち個々の工事現場の労働災害分は除きます。

※青森県内営業所分について、本社又は東北一括で申告している場合は、申請書類表紙の備考欄の口にチェックマークを記載してください。

(4) 社会保険関係

ア 審査要領

社会保険に加入し、社会保険料（健康保険分＋厚生年金保険分）に１年間未納がないこと。

イ 提出書類

- ・提出が必要な方…社会保険の適用事業所の事業者
- ・提出書類…①直前１２か月分の領収書の写し又は②社会保険料（健康保険分＋厚生年金保険分）の納入証明書の原本（写し可）

①直前１２か月分の領収書の写しを提出する場合

直前１２か月分とは、申請日の属する月の直前の月末を納期限とするものを最終月とする連続した１２か月分を言います。ただし、最終月の「納入告知額・領収済額通知書」が未着の場合や納付直後のため社会保険料納入確認証明書の証明が得られない場合は、最終月の前月までの連続した１２か月分の確認資料を提出してください。

例）令和７年６月１日申請の場合

令和６年４月分（令和６年５月末納入期限）から令和７年３月分（令和７年４月末納入期限）までの１２か月分を提出してください。

なお、提出に当たっては、なるべくＡ４版４枚に収まるよう、領収書を適宜配置して提出してください。

②社会保険料（健康保険分＋厚生年金保険分）の納入確認書を提出する場合

本社所在地を所管する日本年金機構年金事務所が発行する直前１２か月分の社会保険料の納入証明書を提出してください。なお、日本年金機構が発行する証明書は、「社会保険料納入証明書」「社会保険料納入確認書」の２種類がありますが、いずれの提出も可能です。

※納入証明書による場合、証明事項の出力区分は「一括用のみ」としてください。

健康保険に関して健康保険組合に加入している場合は、健康保険については、健康保険組合が発行する健康保険料の納付証明書を提出し、厚生年金保険については、年金事務所が発行する厚生年金保険の納入証明書を提出してください。

※個人から法人成りした等の理由で、１年間分の保険料の納入を確認できる書類がない場合は、入札参加資格申請を行う前に、事前に監理課へお問合せください。

（５）消費税及び地方消費税関係

ア 審査要領

消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

イ 提出書類

- ・提出が必要な方…消費税及び地方消費税の納税義務を有する者
- ・提出書類…消費税及び地方消費税の納税証明書（様式その３の３）の原本もしくは電子納税証明書（ＰＤＦ）を印刷したもの

納税地を所管する税務署が発行する納税証明書（原本）を提出してください。納税証明書様式その３の３を提出してください。証明日は、申請日以前９０日以内のものとしします。

※納税証明書の請求は、オンライン請求が便利です。納税証明書を自宅等からオンラインで請求し、税務署窓口で受け取る場合、電子証明書やＩＣカードリーダーが不要です。国税庁のホームページ（URL <https://www.e-tax.nta.go.jp/>）

不明な点は、最寄りの税務署へお問合せください。

（６）有資格技術職員数関係

ア 審査要領

申請しようとする全ての業種において技術職員を２人以上有していないと申請することができません。

土木一式工事又は建築一式工事を申請する場合においては、次に掲げる国家資格を有する技術職員が工事の種類ごとに2人以上いること。

その他の工事を申請する場合においては、国家資格を有する技術職員又は実務経験による技術職員が工事の種類ごとに2人以上いること。

○土木・建築における国家資格の一覧 ※工事の種類ごとに2人以上いること。

工事の種類	国家資格	
土木一式工事	一級技術職員	一級建設機械施工管理技士、一級土木施工管理技士、技術士（技術部門を建設部門、農業部門（選択科目「農業土木」又は「農業農村工学」に限る。）、森林部門（選択科目「森林土木」に限る。）、水産部門（選択科目「水産土木」に限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」に限る。）とする者）
	二級技術職員	二級建設機械施工管理技士、二級土木施工管理技士（種別「土木」に限る。）
建築一式工事	一級技術職員	一級建築施工管理技士、一級建築士
	二級技術職員	二級建築施工管理技士（種別「建築」に限る。）、二級建築士

イ 提出書類

- ・提出が必要な方①・・・申請する業種の技術職員数と総合評定値通知書の技術職員数に差異がない者
- ・提出書類・・・様式「青森県建設工事競争入札参加資格審査申請の基本情報」
※基準日（申請日の属する月の初日）時点の有資格技術職員数が経営事項審査の総合評定値通知書に記載された技術職員数と同じである場合は、総合評定値通知書の技術職員数で審査します。
- ・提出が必要な方②・・・申請する業種の技術職員数と総合評定値通知書の技術職員数に差異がある者
- ・提出書類・・・様式「青森県建設工事競争入札参加資格審査申請の基本情報」
様式「技術職員調書（第2号様式）」（記入例をご覧ください。）
※「技術職員調書（第2号様式）」は、申請する業種が、土木一式工事又は建築一式工事の場合は、28ページの記載要領「イ有資格技術職員数」により増減後の数値を記入した場合に作成し、その他の工事の場合は、総合評定値通知書の技術職員数の総数が2人未満の場合に作成（常勤の技術職員2人まで記入してください。）してください。
※県外建設業者が技術職員調書（第2号様式）を提出する場合は、記入した職員に係る資格証の写し及び常勤確認資料（原則として健康保険被保険者証の写し及び標準報酬決定通知書の写し）を添付してください。常勤等確認資料の返却を希望する場合は、確認後返却しますので重量相当分の切手を貼った返信用封筒を同封してください。

(7) 営業所一覧表（県外建設業者用）（第7号様式）関係

ア 審査要領

営業所に関する資格審査はありませんが、県税の納税義務及び営業所の所在の把握のため提出してください。

イ 提出書類

- ・提出が必要な方…全ての県外建設業者
- ・提出書類…様式「営業所一覧表（県外建設業者用）（第7号様式）」

青森県内に建設業許可の届出をしている営業所がある場合は、全てを記入し、青森県内に営業所がない場合は、青森県と請負契約手続を行う予定となる営業所（この場合は本社を含む。）を記入し、備考欄にそれぞれ◎印を付してください。

青森県内に営業所がなく、連絡所等（請負契約手続を行わないもの）がある場合は、その連絡所を記入してください。

（例1）東京都に本社、宮城県に委任予定の営業所があり、青森県に営業所及び連絡所がない場合

→仙台営業所を記入し備考欄に◎印

（例2）東京都に本社があり、委任予定の営業所はなく、青森県に連絡所がある場合

→本社を記入し備考欄に◎印、連絡所を記入し備考欄は空欄。

5 発注者別評価点の審査要領と提出書類

（1）発注者別評価点項目一覧

項 目	点 数
① 工事成績点（県外建設業者用）	一次下請負に係る青森県発注工事の工事規模及び工事成績等により算出した点数
② 指名停止	1か月につき－10点

（2）工事成績点（県外建設業者用）関係

ア 審査要領

青森県が発注した工事を県外建設業者（建設業許可の届出をしている営業所が青森県内にある者に限る。）が元請として受注し、一次下請負を青森県の有資格建設業者名簿に登録されている県内建設業者に発注し、直前1年（令和6年1月1日から令和6年12月31日まで）の間に完成した工事について記入してください。

添付書類として、施工体系図、一次下請負金額がわかる書類（契約書、注文書等の写し）を提出してください。

イ 提出書類

- ・提出が必要な方…青森県が発注した工事を県外建設業者（建設業許可の届出をしている営業所が青森県内にある者に限る。）が元請として受注し、一次下請負を青森県の有資格建設業者名簿に登録されている県内建設業者に発注し、直前1年（令和6年1月1日から令和6年12月31日まで）の間に完成した工事がある者
- ・提出書類…①様式「工事成績一覧表（県外建設業者用）（第6号様式）」
 - ②施工体系図
 - ③一次下請負金額がわかる書類（契約書、変更契約がある場合は変更契約書、注文書等の写し）を提出してください。

※提出書類①、②及び③の全てを提出して下さい。

※工事成績一覧表（県外建設業者用）（第6号様式）の最終請負金額は消費税込で記入してください。

（3）指名停止関係

ア 審査要領

直前２年度（令和５年４月１日から令和７年３月３１日まで）の間の指名停止を受けた者の発注者別評価点から指名停止期間１月につき１０点を減点します。

指名停止期間は、次のとおり算定します。

- ①指名停止が２件以上ある場合は、その月数を合計し、端数日がある場合はその日数を合計します。
- ②合計した端数日は３０日をもって１月として計算し、１月未満の端数がある場合は切り上げて１月とします。
- ③指名停止期間が令和７年４月１日以後も継続するものについては、令和７年４月１日以後の期間を含みます。
- ④算定は、令和７年４月１日時点で行います。

イ 提出書類

提出する書類はありません。

第4 提出方法その他（県内・県外建設業者共通）

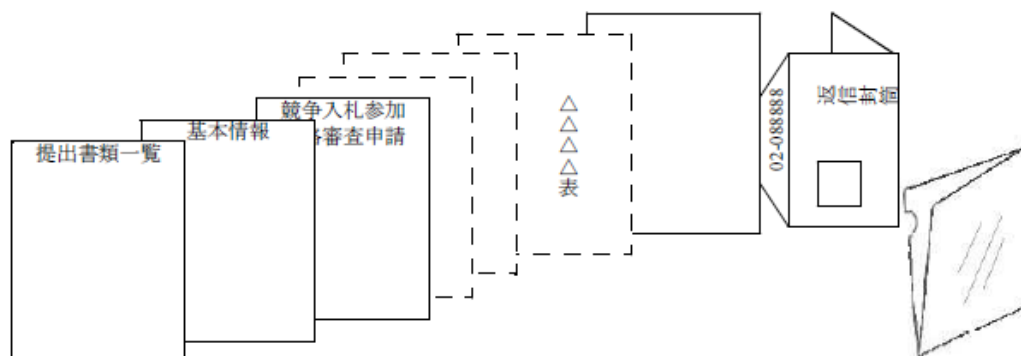
1 提出方法

（1）提出部数

提出部数は1部とします（提出された書類は返却しません）。

（2）提出体裁

提出書類項目一覧に記載された順序で提出書類をそろえ、散逸しないようにA4判無色のクリアホルダにはさみ込んでください。（クリップ止め、ホチキス止めはしないでください。）



（A4 サイズ無色透明クリアホルダ）

（3）提出方法

郵送又は宅配便により送付してください。

下記の宛名ラベルを使用するか、封筒の表面に「建設工事競争入札参加資格審査の申請書類在中」と記入してください。

（申請書類提出先・問合せ先）

〒030-8570

青森県青森市長島1-1-1 県庁北棟3階

青森県県土整備部 監理課建設業振興グループ

電話 017-722-1111（内線6665）

FAX 017-734-8178

（宛名ラベル） ↓ 切り抜いて申請の際の封筒の宛名としてご利用ください。

〒030-8570

青森県青森市長島1-1-1 県庁北棟3階

青森県県土整備部

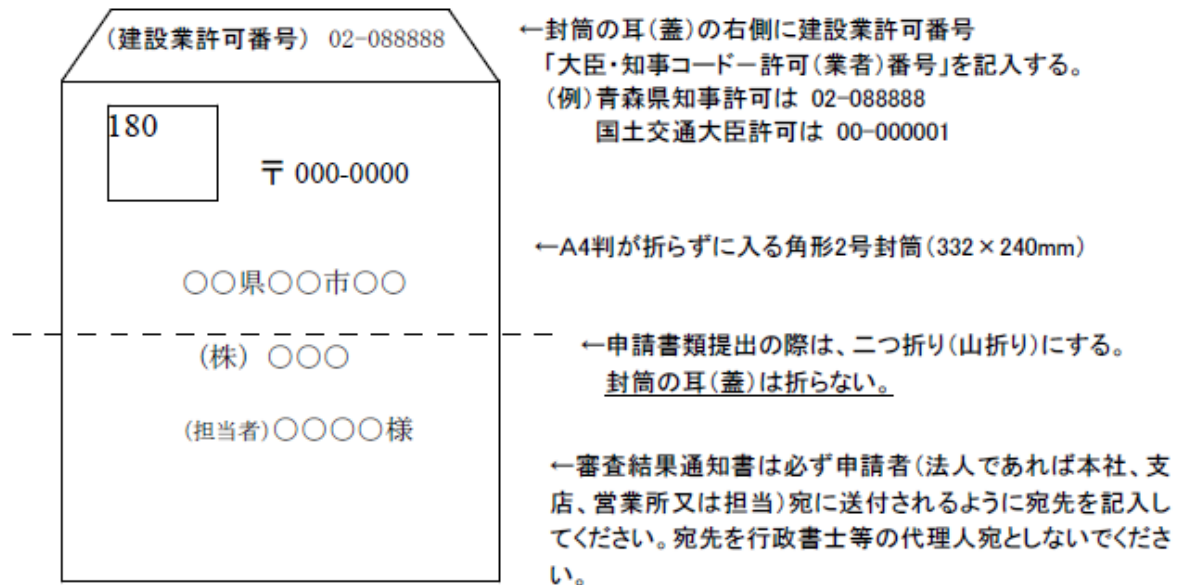
監理課建設業振興グループ 行

（建設工事競争入札参加資格審査の申請書類在中）

（4）返信用封筒の同封

・提出が必要な方…全ての申請者

審査結果通知書を送付するため、封筒（１８０円切手を貼付けしたＡ４判が折らずに入る角形２号）の表面に返信先の郵便番号、住所、会社名、担当者氏名を、封筒の耳（蓋）の右側に建設業許可番号を記入してください。審査結果通知書の発送時期は、申請日から概ね４０日以内を予定しています。



（５）受付確認はがきの同封

受付確認を希望する場合は、８５円切手を貼付したはがきの表面に返信先の郵便番号、住所、会社名、担当者氏名を記入し、裏面に建設業許可番号、会社名、「建設工事競争入札参加資格審査申請書類を受付した。」の文言を記入してください。

受付確認は、申請できる要件を備えているか、書類の欠落がないかの形式審査を行い、不備がなかったことを示す通知です。受付確認はがきの発送は、県監理課に申請書類等が到着してから約３週間以内の時期を予定しています。

申請書類が単に県庁に配達されたことの確認が必要な場合は、書留郵便等を利用してください。

申請書類に不備があった場合は、ＦＡＸ又は電話で連絡し、書類補正後にはがきを発送しますが、はがきを発送した後も、補正を求めることがあります。

（作成例）

はがき（表面）	（裏面）
85 〒 000-0000 〇〇県〇〇市〇〇 （株）〇〇〇 （担当者）〇〇〇〇様	（建設業許可番号） 02-088888 （株）〇〇〇 建設工事競争入札参加資格審査 申請書類を受付しました。 （受付印押印欄）

2 よくある質問

Q 1 申請書類の電子データは必要か。

A 必要ありません。申請書類は書面のみで提出してください。

Q 2 該当がない様式は該当なしと記入して提出すれば良いでしょうか。

A 提出がなければ、該当がないものとして取り扱いますので、提出不要です。

Q 3 建設業の許可指令書は不要か。登記簿謄本（全部事項証明書）は不要か。

A どちらも不要です。

Q 4 年間委任状は不要か。

A 年間委任状は、入札参加資格の届出事項ではないため、不要です。年間委任状は、入札及び契約事務の権限を有する各発注機関（出先機関等）へ提出してください。ただし、入札参加資格審査申請を行政書士が代理申請する場合は、委任状の添付が必要です。

Q 5 今回の受付では、電子申請システムは使わないか。

A 今回は電子申請システムによる受付は行いません。

Q 6 「青森県建設工事競争入札参加資格審査申請の基本情報」に法人番号を記入する理由は何か。

A 有資格建設業者名簿を公表する際に、法人番号を併記し、法人に係る情報についての検索・収集・利用を容易にし、公開情報の利用価値を高めるためです。

Q 7 法人番号指定通知書を紛失した場合は、どうすれば良いか。

A インターネット上の「国税庁法人番号公表サイト」で、法人名及び所在地等から検索できるので、そちらで確認してください。

Q 8 労働保険は3期に分けて保険料を支払っているが、3期分必要か。

A 3期分の領収書をお願いします。

Q 9 県外建設業者ですが、青森県税の納税証明書は提出の必要がありますか。

A 青森県内に営業所や連絡所を設け、青森県税が賦課されている場合は、納税証明書の提出の必要があります。

青森県内に営業所が無く納税義務がない場合は、納税証明書の提出は不要です。

営業所を新設したばかりで、まだ県税の賦課がなされていない場合は、「県税の未納額無」で納税証明書が発行されますので、納税証明書の発行を受け、原本を提出してください。

Q 10 納税証明書、第三者賠償責任補償保険加入証明書は写しで良いか。

A 証明書の関係は写しではなく、原本をお願いします。

ただし、消費税及び地方消費税の納税証明書は、電子納税証明書（PDF）を印刷したものでも可とします。

Q 11 申請者の担当者とは誰か。

A 様式「基本情報」に記入する担当者は入札参加審査の申請について、不明な点があった場合の問合せの窓口として対応してもらえる方をお願いします。

Q12 技術職員調書（第2号様式）について、どのような場合に作成するのですか。

A この調書は、①申請する業種の技術職員数（2人以上）の確認、②土木一式工事及び建築一式工事の等級を決定する有資格技術職数の確認に使用します。県内建設業者にあっては、必ず作成し、県外建設業者にあっては、基準日（申請日の属する月の初日）現在で、総合評定値通知書の技術職員数から増減があった場合に作成します。

県内建設業者と県外建設業者とでは作成方法が異なりますので、詳細について、県内建設業者にあっては12、13ページ及び16、17ページを、県外建設業者にあっては28ページ及び31、32ページを参照してください。

Q13 市町村コードは何番か。

A 経営事項審査の申請書の「主たる営業所の所在地市区町村コード」にある5桁の番号です。

Q14 定期の資格審査のための申請期間中に申請できなかった場合は、どうしたら良いでしょうか。

A 随時の資格審査を行っていますので、申請をしてください。随時の資格審査の申請は、令和6年7月1日から受付を行っています。随時の資格審査のための申請を受理してから入札参加資格の認定までは、40日以内の期間で手続をとり進めるようにしています。

Q15 国の除雪、市町村除雪は加算対象になりますか。道路以外の除雪は加算対象になりますか。

A ともになりません。

Q16 専門学校、職業能力開発校を卒業、修了した者を雇用した場合は、加算対象になりますか。

A いずれも学校教育法に定める学校ではないので、加算対象にはなりません。

また、青森県立八戸工科学院及び青森県立の高等技術専門校についても、職業能力開発促進法に基づき、青森県が設置している公共職業能力開発施設（職業能力開発校）であり、学校教育法に定める学校には該当しません。

Q17 発注者別評価点項目一覧の中にある災害対応協力業者について、何か証明書を提出する必要はないのですか。

A 発注者別評価点の評価項目のうち「災害対応協力業者」及び「除雪業務の受託」の項目については、県が評価対象者を把握しているため、申請者は証明書等を提出する必要はありません。

Q18 工事に係る第三者賠償責任補償保険について

(1) 補償限度額が、対人1億円、対物3,000万円の場合は、何点加算されるのですか。

(2) 補償対象が全ての工事となっていますが、全ての公共工事ということですか。

(3) 経営事項審査の評価項目である「法定外労働災害補償制度」へ加入していると「第三者賠償責任補償保険」でも加算されますか。

(4) 補償限度額が1,000万円～1億円未満で発注者責任を担保していると何点加算されますか。

A

(1) 対物の補償限度額が3,000万円であるため、5点となります。なお、補償限度額1億円の保険とは、対人、対物それぞれの支払限度額（一事故での対人、対物それぞれの支払限度額）1億円のもの又は対人・対物共通支払限度額（一事故での対人・対物合算での支払限度額）1億円のものとしします。

※ 保険によっては、対人を身体、対物を財物に読み替えます。

- (2) 請負金額の多寡によらず公共工事・民間工事の両方を対象に含んでいる必要があります。
- (3) いいえ。加点されません。「法定外労働災害補償制度」は、業務や通勤に起因した労働者の負傷、疾病、障害、死亡などに対して、労働者災害補償保険法（労災保険法）による労災補償給付とは別に、企業が独自の立場から補償給付の上積みを行う制度であり、「第三者賠償責任補償保険」とは別の制度です。入札参加資格の書類を提出する際は、お間違いのないようお願いします。
- (4) 5点加点されます。発注者責任の担保の有無により加点に差が付くのは、補償額が1億円以上の保険に限られます。

Q19 新規学卒者継続雇用について、短期大学の普通科や経営学科は認められるのですか。

A 土木や建築等の建設業の種類に応じた学科を対象としているため、それ以外の学科は認めていません。

Q20 新分野進出について、前回申請したので、今回は書類を出さなくても自動的に認定されますか。

A 自動認定はされません。新分野事業を継続して営んでいる写真等の書類や認定後の経費の支出がわかる領収書等により確認する必要があります。継続の手続がなければ、加点されません。

Q21 工事成績点（県内建設業者用）について、記載しなければならない工事の発注者を教えてください。

A 主なものは、次のとおりです。

- ① 加点対象となるが、記載を要しないもの・・・知事部局、病院局、警察本部（国の支出の原因となる支出負担行為担当官としての発注は対象外）、教育庁（学校施設課発注のみ）、公営企業
- ② 加点対象となり記載を要するもの・・・国、青森県道路公社、青森県土地開発公社、青森県フェリー埠頭公社、公益社団法人あおもり農林業支援センター
- ③ 加点対象にならないもの・・・県立学校、独立行政法人、国立大学法人、新産業都市建設事業団、東日本高速道路（株）

Q22 工事成績点（県内建設業者用）について、「国土交通省、農林水産省、防衛省が発注した工事」とはどういう機関が含まれますか。

A 主なものは、次のとおりです。

- ① 国土交通省・・・東北地方整備局、青森河川国道事務所、青森港湾事務所、高瀬川河川事務所、岩木川ダム統合管理事務所
- ② 農林水産省・・・東北農政局、津軽農業水利事務所、東北森林管理局
- ③ 防衛省・・・東北防衛局

Q23 障害者を雇用した場合は、どのような場合に加点対象になりますか。

- (1) 雇用状況報告義務者でない場合
- (2) 雇用状況報告義務者である場合

A

(1) 1名以上（短時間労働者でも可）雇用していれば加点となります。

(2) 法定雇用障害者数を超えて雇用していれば加点となります。

法定雇用障害者数は、「障害者雇用状況報告書」中の「法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数」に応じて変わります。なお、基準日（申請日の属する月の初日）における障害者雇用率に基づき、加点対象となるかどうか審査するため、審査基準日によって認定の基準が変わることがあります。

※参考 令和7年6月1日現在の障害者雇用率2.5%

例1 65人の場合

$65 \text{人} \times 0.025 = 1.625 \text{人} \rightarrow (1 \text{人未満の端数切り捨て}) \rightarrow 1 \text{人}$

1人を超えて雇用していれば加点となります。（1人は不可、1.5人は可）

例2 110人の場合

$110 \text{人} \times 0.025 = 2.75 \text{人} \rightarrow (1 \text{人未満の端数切り捨て}) \rightarrow 2 \text{人}$

2人を超えて雇用していれば加点となります。（2人は不可、2.5人は可）

青森県県土整備部監理課建設業振興グループ

<https://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/>

〒030-8570

青森県青森市長島1-1-1 県庁北棟3階

電話：017-722-1111（内線6665）

FAX：017-734-8178

（注）電話、来庁による問合せ等は、県の休日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日））を除く日の、午前9：00から12：00まで、午後1：00から5：00までの間をお願いします。